(平成27年3月5日) 制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、本学において設置する東京藝術大学リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)の運用等について必要な事項を定めることを目的とする。 (目的)

第2条 本学における教育・研究活動により創造された教育・研究成果及び本学が 所蔵する学術情報資料(以下「コンテンツ」という。)を、リポジトリに電子的な 形式で恒久的に蓄積・保存し、ネットワークを通じて学内外に無償で発信・提供 することにより、本学の教育・研究の発展に資するとともに、社会貢献に寄与す ることを目的とする。

(管理・運用)

第3条 リポジトリの管理・運用は、附属図書館が行う。

(登録者)

- 第4条 リポジトリにコンテンツを登録できる者(以下「登録者」という。)は、次 の各号に掲げる者とする。
  - (1) 本学に在籍又は在籍したことのある役員、教職員(非常勤を含む。)及び学生
  - (2) 本学が学位を授与した者
  - (3) その他附属図書館長が適当と認めた者

(登録対象)

- 第5条 リポジトリに登録することができるコンテンツは、次の各号に掲げる全て の要件を満たすものとする。
  - (1) 学術的な教育・研究成果であること。
  - (2) 登録者が本学在籍中に作成し、又は主要な部分の作成に関与したものであること。
  - (3) 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信できること。
  - (4) 法令上、社会通念上又は情報セキュリティ上の問題が生じないものであること。
  - (5) その他、公開することについて問題が生じないものであること。

(登録)

第6条 リポジトリにコンテンツを登録することを希望する者は、別に定める登録 方法により、コンテンツを附属図書館に提出するものとする。 (登録コンテンツの利用)

- 第7条 附属図書館は、次の各号に掲げる方法により、リポジトリに登録されたコンテンツを利用するものとする。
  - (1) 当該コンテンツを複製し、リポジトリを構成するサーバに格納すること。
  - (2) ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数に無償で公開すること。
- (3)保存及び利用可能性の維持のための複製・媒体変換を行うこと。 (遵守事項)
- 第8条 附属図書館は、前条のコンテンツの利用については、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
  - (1) 前条に掲げた利用方法以外による利用は行わないこと。
  - (2) ネットワークを通じてコンテンツを利用する者に対し、著作権法を遵守するように周知すること。

(コンテンツの著作権と利用許諾)

- 第9条 登録者は本学に対し、リポジトリに登録したコンテンツの利用においては、 著作権法上の権利である複製権及び公衆送信権を無償で許諾するものとする。
- 2 共著者等の登録者以外の著作権者があるコンテンツを登録する場合は、登録者 は予め著作権者の許諾を得ておかなければならない。
- 第10条 リポジトリに登録したコンテンツの著作権は、登録された後も著作権者 が所有するものとする。

(コンテンツの削除)

- 第11条 附属図書館は、リポジトリに登録されたコンテンツが次の各号いずれかに該当する場合、協議の上附属図書館長の承諾を経て、登録されたコンテンツの一部又は全部を削除することができる。
  - (1) 登録者から理由を付して削除の申請があった場合
  - (2) リポジトリに登録されたコンテンツが社会的にみて著しく不適切であると判断した場合

(免責事項)

- 第12条 登録されたコンテンツの内容に関する責任は、コンテンツ登録者が負う ものとする。
- 2 本学は、リポジトリに登録されたコンテンツを利用することによって発生した 利用者のいかなる損害についても、一切責任を負わないものとする。 (その他)
- 第13条 この要項に定めるもののほか、リポジトリの運営に関し必要な事項は、 別に定める。

附 則

この要項は、平成27年3月5日から施行する。